平成２７年（フ）第３２２９号
埼玉県鴻巣市宮前614―２　102　ヴェルディハイツＣ
破産者　河村　幸祐
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２３７号
東京都江東区扇橋１丁目14―13―302
破産者　小松　浩
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２３９号
東京都板橋区高島平１丁目38―11―301
破産者　中川有希子
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２４６号
東京都葛飾区高砂８丁目25―３―101
破産者　堤　文枝
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２４７号
東京都板橋区志村３丁目７―１―305
破産者　田中　貴子
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２５１号
東京都板橋区東新町１丁目36―11―806
破産者　窪田　美香（旧姓齋藤）
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２６２号
東京都葛飾区奥戸１丁目６―２　斉藤荘８号
破産者　中村みつ子
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２６３号
千葉県柏市酒井根６丁目23―８
破産者　中村　篤志
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２６４号
東京都杉並区和田３丁目60―12―408
破産者　竹藤しずか
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２７４号
東京都板橋区高島平１丁目64―10―302
破産者　槇田　義光
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３１８号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1162―10―505
破産者　石井謙史朗
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３２７号
埼玉県川口市青木１丁目６―１―313
破産者　金子　利章
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３２８号
東京都大田区山王３丁目15―13―103
破産者　山崎　明彦
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３４０号
東京都青梅市二俣尾４―1173、住民票上の住所東京都青梅市二俣尾３丁目745―１
破産者　芦澤　玲子
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３４３号
東京都葛飾区柴又３丁目17―８―308
破産者　千葉　友美
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３８０号
東京都練馬区東大泉１丁目26―15―202
破産者　古谷　昌子
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３９７号
埼玉県所沢市東所沢和田３丁目25―９―416、住民票上の住所埼玉県所沢市東所沢１丁目３―１―302
破産者　寺本　和夫
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８号
札幌市厚別区大谷地西１丁目５番８号
破産者　特定非営利活動法人スマイルリンク
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３５号
群馬県伊勢崎市東町2704番地１
破産者　阿久津運送有限会社
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６８号
神奈川県鎌倉市小袋谷２丁目22番２―８号
破産者　有限会社ティ・エスファイブ
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４号
岐阜県下呂市森623番地の５
破産者　有限会社寶昇建設
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５９９号
静岡県榛原郡吉田町神戸311番地の１
破産者　トモン住建株式会社
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部